

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第17、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第29号は専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番（長嶋精一君） 現行の5割軽減している世帯というのは何世帯あるんですか。それともう1点、その軽減の総額はいくらになりますか。2点だけ質問します。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、軽減については、ご質問ですと5割ということでしたけれども、7割、5割、2割という数字がありまして、その数字は、私は控えてきましたので、ご報告をいたします。

まず、7割世帯が353世帯、5割世帯が195世帯、2割軽減の世帯が212です。今回は決算、予算の審議ではありませんので、ちょっと数字が荒くなりますけれども、総体で、この方々の軽減額は約3500万円になると記憶してございます。

ちなみに、また何かの機会にいろいろご説明したいと思っておりますけれども、この3500万円少なくなると、その財源はどこからという話が出ると思っておりますけれども、これにつきましては、4分の3が県から補てんされます。残りの4分の1につきましては町が補てんいたしますけれども、これについては交付税で措置されることになっております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---